平成３０年（フ）第１３６号
岐阜市大洞桜台１丁目１番地（市営住宅大洞緑団地　８号棟834号室）
債務者　平田ホビータ　アンヘレスこと　ＨＩＲＡＴＡ　ＪＯＶＩＴＡ　ＡＮＧＥＬＥＳ
１　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５５号
香川県高松市元山町749番地３　レオパレスＧｒａｃｅ102
債務者　川口　詳司
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３２１号
福岡市中央区伊崎10番32号
債務者　竹野眞紀子
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４５８号
福岡県筑紫野市美しが丘北１丁目９番地13
債務者　金森　　茂
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４６１号
福岡市中央区渡辺通２丁目９番20―806号
債務者　末吉　芳法
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０６号
福岡県太宰府市高雄１丁目3735番地１　エントピアハイム102号
債務者　江越　武宏
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５１１号
福岡県太宰府市五条１丁目４番27号
債務者　松尾　幸紀
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５１７号
福岡市西区姪の浜２丁目21番22―301号
債務者　松岡　衣里
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５１９号
福岡県筑紫野市大字山家2849番地１　小川住宅313号
債務者　松田　玲子
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５３５号
福岡市博多区美野島２丁目５番22―102号
債務者　海老原義男
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５４３号
福岡県古賀市今の庄１丁目24番14号
債務者　入江由紀子
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５５９号
福岡県筑紫野市大字古賀12番地１　レオパレスＳＡＫＡＴＡ204号
債務者　平嶋　秀信
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５６５号
福岡市東区和白３丁目３番６号
債務者　戸田　幸広
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５９９号
福岡市博多区空港前２丁目１番32―202号
債務者　片岡　康子
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３９号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目35番地１　シャルマンＴ・Ｏ603号
債務者　末松　法子（旧姓濵田）
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６４１号
福岡市中央区谷１丁目10番７―103号
債務者　中村　祐子
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７０号
仙台市若林区南小泉４丁目４番16―406号
債務者　江刺　俊紀
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１８３号
仙台市青葉区八幡２丁目13番６号　鈴木アパート３
債務者　鈴木　通江
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係